

公職選挙法の改正により投票がしやすくなりました

期日前投票制度

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所において投票することを原則としていますが、この制度により、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)ようになりました。

対象となる投票：

従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票

投票期間及び時間：

公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日まで、毎日午前8時30分から午後8時まで

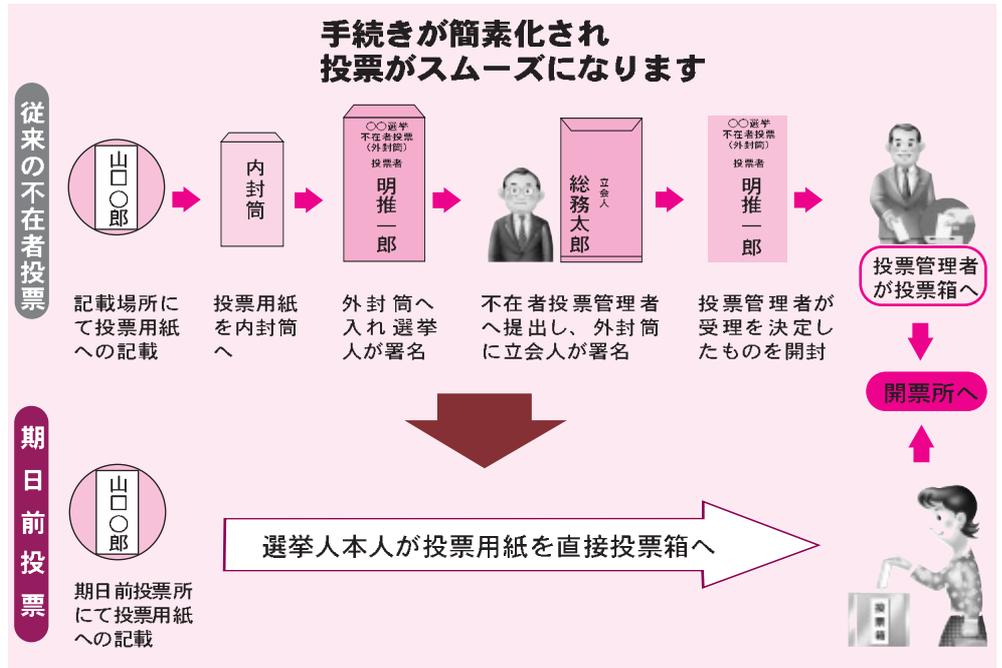
投票を行うことができる方：

・投票を行う日に選挙権を有する方

(例：選挙期日までに20歳になる方で、期日前投票を行う日に20歳を迎えていない方は従来の不在者投票となります。)

・選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方

投票方法：投票箱に直接投函(宣誓書の記載は残ります。)



郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳などを持っていて、一定の障害がある人について、郵便などを利用して自宅で投票ができる制度です。

1 郵便等投票の対象者の拡大

公職選挙法の一部が改正され、対象者が下記のとおり拡大されました。なお、郵便等投票をするためには、選挙管理委員会へ事前に申請が必要となります。

郵便等投票の対象者

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級若しくは2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級若しくは3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	内蔵機能	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※太字は新たに対象となったもの

2 代理記載制度の創設

郵便等投票ができる方で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた下表に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

在外選挙制度

外国に住んでいても、衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙の投票ができます。あらかじめ、在外選挙人名簿への登録が必要です。

在外選挙人名簿に登録されると、在外選挙人証が交付され、投票ができます。

投票方法について、在外選挙人が、在外公館投票と郵便等投票を選択することができるようになりました。

問合せ先 都留市選挙管理委員会